

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	9	2	(2)	(ア)	b	(c)		入札公告(令和2年3月9日付修正版)公園施設設計企業における管理技術者の配置要件	公園設計業務における管理技術者について『専任で配置する』と記載がありますが、設計業務において技術士の資格保有者を特定の1業務のみに専任させることは、民間企業にとっては過大な負担となります。また、国土交通省や兵庫県発注の同種公共工事においても求められたことはありません。専任を削除して頂いてよろしいでしょうか？	入札説明書のとおりとします。
2	10	2	(2)	(イ)	b	(c)		入札公告(令和2年3月9日付修正版)公園施設工事監理企業における工事監理者の配置要件	土木工事監理において「現場技術業務委託共通仕様書」に示してある、『監督員』を西宮市職員とし、『管理技術者』を参加申請書で記載した工事監理者(2月14日公表の様式集に関する質問・回答書29頁No.14の貴市回答による工事監理責任者)とする場合、通常の現場技術業務で管理技術者の専任は不要となっております。本事業では3年以上の工事期間が必要となり、常駐でないものの専任の工事監理者を配置することは、民間企業にとって過大な負担となります。専任は不要と思われるので削除して頂いてよろしいでしょうか？	「現場技術業務委託共通仕様書」に示してある『監督員』が工事監理者となります。専任については、入札説明書のとおりとします。
3	48	第2	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	第1回質問回答(2月14日公表)や、対話による共有認識事項(4月27日公表)にて、各年度の収入実績が提案時から3%以上変動した場合の調整方法は、翌年度の第1四半期分の業務履行を対象とした対価の支払に反映すると、説明されています。 貴市ご説明の調整方法ですと、収入の認識年度(売上の計上年度)と、変動差額による調整確定年度(前期売上の確定年度)が異なり、提案時から3%以上の変動が生じた翌年度には、前期決算の修正が繰り返されることが懸念されます。 そのため、需要変動に伴う変動分の調整実施時期(対価への反映時期)は、翌年度の第1四半期分の支払となる場合でも、その調整実施金額は、前年度の年間業務報告書提出時等、翌年度早々に確定頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	年間業務報告書提出から2週間程度での確定となります。
4	31	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A	第1回質問回答6頁51で「交付金対象事業費及び起債対象事業費が税込みとなります」とありましたが、対象となる工事費は税込み金額で計算し、算定されたサービス対価Aは税込み額となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	40	別紙2	(2)					サービス対価Aに関する支払額	第1回質問回答7頁67で「様式7-11に記載の額に消費税・地方消費税を加算した額になります。」とありますが、各年度の支払額は、様式7-11の記載金額に消費税等を加えた額で確定しているのではなく、各年度の実際の出来高によって変動するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
6	55	別紙 3	3	(3)	ウ	(カ)		要求水準を満たしていない場合の措置	<p>今回の新型コロナウイルスのような感染症等が発生した場合は、本施設での業務が一定期間停止する・イベントや大会が中止になる等、一時的に要求水準を満たせない状況が生じる場合が想定されます。 (現状、他自治体様施設にて、自治体様・事業者双方に経験のない事態の連続で、非常に混乱・困惑しております。)</p> <p>このような事態・場合につき、以下一から六まで質問させていただきます。</p>	以下、各項目に回答します。
								一 貴市モニタリングにおいて「やむを得ない事由による場合の措置」として、減額ポイントは発生しないという理解でよろしいでしょうか。	今般の新型コロナウイルス感染症の状況においてはご理解のとおりです。	
								二 一時的に本施設が休業となった場合でも、災禍収束後の速やかな運用再開に備えて、事業者は従事者を解雇せずに継続的に雇用していることや、或いは本施設の法定点検や安全性確保の面から維持管理を実施する状況に変わりはないため、事業契約に定められたサービス対価は記載の額をお支払いいただくことをお認めいただけないでしょうか。	基本的には事業契約書等の定めによることとし、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。また、減額ポイントは適用されないこととするなど柔軟な対応を検討します。	
								三 利用料金等の運営収入が大幅に減ることとなり、また消毒等の事態対処業務の発生や自主事業講師へのキャンセル料発生など支出が嵩む可能性もあります。貴市からのサービス対価だけでは事業支出を賄えない、追加支出やキャンセル料等の違約金が企業経営を圧迫する等の事態について、市民の皆様へ安定的にサービス提供が行えるよう貴市より運営収入相当分を補填、または損失相当分を補填いただけないでしょうか。損失全額分のご負担が難しくとも、協議の余地を残していただきたく存じます。	基本的には事業契約書等の定めによることとし、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。	
								四 民間提案施設等の貴市への使用料・貸付料の類も、支払いを免除あるいは減額を検討いただけないでしょうか。民間提案施設等は売上金を原資として、貴市に使用料・貸付料をお支払いし、開業当初に事業者が自ら負担する建設費や什器備品費等を賄いますので、事業者の責ではない事情による業績不振や休業で一定の売上が立たない場合には、使用料・貸付料の支払いや事業そのものを継続することが非常に困難となります。	基本的には事業契約書等の定めによることとし、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。	
								五 本施設は公共施設であり、マスコミ対応は慎重さが求められると考えます。貴市が窓口になられてマスコミ対応を実施されると理解してよろしいでしょうか。	公共施設であることから、原則的には市がマスコミ対応の窓口となることを想定しておりますが、施設管理者としてマスコミ対応の一切が不要になる訳ではありません。必要に応じて、事業者は協力することとします。	
								六 新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象等を原因として、事業者の出来る限りの対応にも関わらず、提案書に記載している内容が達成できない場合は、内容の変更についてご了承いただけますでしょうか。例えば民間提案施設の事業内容や営業時間の変更、地元企業への発注額の変更等です。	基本的には事業契約書・要求水準書・入札説明書等の定めによることとしますが、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。なお、施設開業後の事業内容・営業時間の変更については、市民サービス低下を極力抑えることなど念頭に、できる限り柔軟に対応します。	

No.	頁	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	3	第1	2	(2)	3)	③	イ	a	臨時ヘリポート	「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」に基づき確保することとありますが、指定資料中の災害支援で最大のヘリ(CH47)が離着陸出来る62m角の離着陸地帯を取ればよい。ということでしょうか。	離着陸地帯については、関係機関との協議を踏まえ、100m角を基本としています。ただし、施設等の全体配置の検討において、上記を満たすことが困難な場合は協議により判断します。
2	3	第1	2	(2)	3)	③	ウ	b	マンホールトイレ	要求水準書内では「貯留弁付人孔と公道内下水本管との間に公共ます同等品を設置する」との記載がありますが、貯留弁付人孔から公共ますへの排水は自然流下のみとなりますでしょうか。災害時対策の為、貯留弁付人孔と公共ますの間に汚水貯留槽を設置し、非常電源供給の排水ポンプにて公共ますに放流することも宜しいでしょうか。	基本的な考え方として貯留弁付人孔と公道内下水本管の間は、自然流下のみ排水となります。電動ポンプを利用した排水は、ポンプの維持管理上不可とします。
3	3	第1	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能	立体駐車場については、建築構造体Ⅱ類 用途係数区分1.25 → Ⅲ類 用途係数区分1.0としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第1	7	(2)					スポーツセンター等の解体期間	「既存施設は、2024年(令和6年)5月末まで現在の指定管理者が運営・維持管理を実施する。」との注記がございますが、現在の指定管理者に対する指定期間は、2023年(令和5年/平成35年)3月末までと貴市ホームページで公表されていますので、2024年(令和6年)5月以前でも解体着手可能との理解でよろしいでしょうか。	解体時期を早める提案も可能ですが、現指定管理者であり、スポーツ会館所有者である公益財団法人西宮スポーツセンターと協議の上、当法人の事務所移転等に支障が出ないよう計画してください。
5	7	第1	7	(2)					スポーツセンター附属施設の解体時期	西宮スポーツセンター等の既存施設の解体時期は、2024年(令和6年)6月～同年12月を最終期限として、その実施時期は事業者の提案に委ねられていますが、西宮スポーツセンター建物の東隣に設置されているプレハブ小屋の解体については、解体の指定期間はなく、事業者側との協議によって解体期間の設定が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。(プレハブ小屋の解体時期に、指定がある場合には、その時期をご教授願います。)	解体時期の指定はありません。ただし、解体時期や物品搬出作業の調整など施設の所管部署である教育委員会学校管理課と協議の上、引越作業等に支障が出ないよう十分配慮してください。
6	10	第1	11	(2)					適用条例等	本計画については、「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」第117条に基づき、県公共施設(公共施設である公園)としてに準ずる緑化を行う必要があるでしょうか。	「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」(以下、県条例)第117条については努力義務となり、第118条の2、県条例施行規則第42条の2、別表第17に基づく緑化が必要となります。
7	10	第1	11	(2)					適用条例等	「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」第117条に基づく緑化が必要である場合、「環境の保全と創造に関する条例施行規則」第41条別表第15に基づき、公園に関しては敷地面積の50%以上の緑化を行う必要があるでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.6をご参照ください。
8	10	第1	11	(2)					適用条例等	「環境の保全と創造に関する条例施行規則」第41条に基づく必要緑地面積の確保が必要となる場合、要求水準にて整備が求められる体育館・陸上競技場・メインスタンド・駐車場・民間提案施設など緑化が実質不可能な面積が大きく、50%の緑化は困難と考えられます。必要緑化面積算定のベースとなる敷地面積は、建物の水平投影面積(建築面積+軒下となる部分)、陸上競技場の競技エリア(芝生スタンドを除く)を除いた空地面積と考え、これに対する50%の面積を必要緑化面積と考えてよろしいでしょうか。	県条例施行規則第42条の2に基づく緑地面積の確保が必要となり、建物の水平投影面積及び陸上競技場の競技エリアの面積は控除の対象となりません。
9	57	第3	2	(3)	7)	③	イ		更衣室やトイレ等の換気設備に関して	要求水準書内に、更衣室やトイレ等に開放できる窓「及び」換気設備等を設置するように記載がありますが、換気設備を設けた場合は窓は不要と考えてよろしいでしょうか。	平面計画において、可能な限り自然採光、自然換気を取り入れるよう配慮してください。ただし、トイレ等を外気に面した配置とすることが困難な場合については、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
10	59	第3	2	(3)	8)	⑦			消防設備	体育館アリーナ部の消火設備について、補助散水栓ではなく、放水型スプリンクラーの設置が必要でしょうか。	本事業の要求水準書のとおり「消防法、建築基準法及び所轄消防署の指導等に従って各種設備を設置すること」とします。
11	60	第4	1	(3)		①	ア		設計図書の内容	設計図書に含まれる透視図は着彩仕上にて、鳥瞰1枚、外観4枚(体育館2枚、陸上競技場2枚)、内観3枚(メイン・アップ・ホール)、公園2枚の合計10枚以内と考えてよろしいでしょうか？	基本的にはご理解のとおりです。 なお、公園では、「子どもの遊び場」を1枚必須とします。「多目的広場」・「エントランス広場」については、双方を1枚に収めることが可能であれば、1枚で結構です。困難な場合は、各広場ごとに作成(計3枚)をお願いします。
12	60	第4	1	(3)		③	イ		解体工事設計図書の内容	解体工事設計図書の作成にあたり既存施設設計図等の資料提供に限られた図面であることから、図面及び現地目視確認により判断できない、建築物の基礎や各部躯体配筋等の隠ぺい物等については、類似施設より類推するものとしてよろしいでしょうか。	入札参加者に対しては、残存の既存図面の貸与等を追加で行う予定です。現場を優先とし、図面及び現地目視確認により判断できない建築物の基礎や各部躯体配筋等の隠ぺい物等については、類似施設より類推し、図面や積算根拠等を作成することとします。
13	60	第4	1	(3)		④	イ		工事監理図書の内容	工事監理図書の具体的な内容について、提示をお願いします。	要求水準書「第4. 2. (4)工事監理業務」に記載のとおりです。
14	63	第4	2	(1)	2)	①	オ		共通留意事項	事業者において行うべき許認可取得期間とは、市が都市計画事業認可を取得した以降の期間と考えて宜しいでしょうか。その場合、事業認可取得時期についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。事業認可の取得は、令和3年3月末を想定しております。
15	63	第4	2	(1)	2)	①	ケ		設計業務の打合せ等で用意する資料	市との打合せ等に用意する模型、パース等について、設計検討のための簡易なスタディ白模型およびスケッチパースと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	64	第4	2	(1)	2)	⑤	ア		実施設計の変更	「実施設計完了後に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、事業者の責任及び費用負担において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。」との内容については、打合せ等により双方の合意により変更したものは適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	64	第4	2	(1)	2)	⑤	イ		実施設計の変更	「市は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。」との内容については、実施設計完了段階では大幅な設計業務の手戻りとなり事業工程に影響を及ぼす可能性があるため、作図完了前の打合せをお願いします。	配置や平面計画、施設構成等については、作図完了前までに関係者間での打合せを重ね設計に反映することとし、事業工程に影響を及ぼさないよう努めます。
18	65	第4	2	(1)	5)				都市計画事業認可手続き	都市計画事業認可は全体スケジュールの中でどの時期を予定しているのでしょうか。また、事業認可申請の進捗状況により施設整備着工に対する遅延等の影響は発生することはないのでしょうか。	事業認可は本契約後ただちに、県との協議を進め、令和3年3月末に申請を終える予定です。施設整備は、既存多目的グラウンド解体後を想定しているため、遅延等が発生する可能性は低いと考えております。
19	65	第4	2	(1)	5)				都市計画事業認可手続き	認可申請に伴う基本設計図等の書類を市からの要請により作成することに関し、関係各課との協議・調整は市側にて対応されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	65	第4	2	(1)	5)				都市計画事業認可手続	「本事業は都市計画法第59条に基づく都市計画事業の認可を予定している」とあるが、都市計画事業の対象範囲は、民間提案施設を含む本計画敷地全域が該当すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 都市計画事業の区域は、テニスコート用地を除いた61,018.60 m ² が対象です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
21	66	第4		(2)	2)	①	ク		建設業務等に関する留意事項	雨水貯留槽の占用手続きおよび引渡において、土地の分筆は必要でしょうか。必要であれば、分筆等の作業は市にて行うものとして宜しいでしょうか。	占用手続きは事業者にて実施していただく必要がありますが、土地の分筆は必要ありません。
22	66	第4		(2)	2)	①	ケ		建設業務等に関する留意事項	敷地内の水路を移設する場合、その引渡において、土地の分筆は必要でしょうか。必要であれば、分筆等の作業は市にて行うものとして宜しいでしょうか。	移設手続きは事業者にて実施していただく必要がありますが、土地の分筆は必要ありません。
23	73	第4	3	(4)		①			工事監理業務の対象範囲	工事監理業務は、第1回質問回答書P1-NO.2に回答されている通り、「1期工事」「2期工事」として「新たに整備される建築・土木工事」が対象であり、解体工事・埋蔵文化財調査・各種調査業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。	工事監理業務は、Ⅰ～Ⅲ期整備対象施設の整備期間中としており、解体工事も含んでおります。ただし、解体工事においては、工事監理者の常駐までは求めておりません。
24	73	第4	3	(4)		①	オ		工事監理業務内容	現場技術業務委託共通仕様書に示してある現場技術員がかかわる工事区分をご指示お願いします。	公園等施設(公園施設、防災施設、雨水貯留槽(これに付随する関連施設も含む)、公園管理倉庫)と「公共施設建設予定地の敷地造成」、「市道西第715号線の道路改良工事に伴う歩道の整備等」の土木工事、造園工事、機械工事、電気工事が対象となります。
25	75,76	第4		(6)		④	ア		市への本施設の引き渡し	「市が行う本施設の保存登記に必要な支援を事業者の負担で行う。」とありますが、その支援とは、土地の分筆等の図面作成、嘱託登記の書類作成、法務局との協議が含まれますか。	ご理解のとおりです。
26	107	第7	3	(2)	3)				駐車場(中屋町駐車場を含む)	駐車場の開場について要求水準書では「休場日は特に定めない」とあり開場時間は「その他有料施設の閉館時間や大規模イベントに合わせて計画すること」とあります。運動施設が休館であっても公園利用者のため設定した時間で駐車場は開場するという理解でよろしいですか。また、ゲート式で管理する場合、24時間年中利用可能とすることはできませんか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、可としますが、24時間化に伴う弊害(近隣対策や放置車両対策など)に適切かつ迅速に対応できることを必須とします。
27	109	第7	3	(3)	4)				予約の優先順位	公益財団法人西宮スポーツセンター様が団体として、又は施設の指定管理者として現在実施されている各種教室事業については、本事業における供用開始後は全て行われたいという認識でよろしいでしょうか。予約の優先順位は、「市・市教育委員会・市立学校園、市が認めるスポーツ団体、市の外郭団体」が「事業者提案利用」より上位となっています。本事業における供用開始後も西宮スポーツセンター様による事業が行われると、会場確保や開催種目に大きく影響するため確認いたします。	西宮スポーツセンターが指定管理者の自主事業として行っている教室等については、ご理解のとおりです。なお、西宮スポーツセンターが外郭団体として行う公益的なスポーツ推進に係る事業(秋マールシェ等)については、先行予約を認めます。
28	119	第7	4	(8)					スポーツ教室等	公益財団法人西宮スポーツセンター様が本施設で実施されているスポーツ教室の参加状況について、過去1年分程度お示しいただけますか。	全グループに別途メールで提供します。
29	添付資料26								利用料金等設定の考え方	冷暖房設備利用料金について、上限が平日かつ倍率適用前の施設利用料金の2割とありますが、施設利用料金に適用される形態別料金倍率を冷暖房設備利用料金にも適用することは可能ですか。	冷暖房は実費徴収的な意味合いがあるため、元となる料金は倍率適用前の平日基本料金とします。
30	添付資料26								利用料金等設定の考え方	器具(設備)利用料金について、陸上競技場で使用する備品については上限料金の記載がありませんが、料金設定をすることは想定しておられませんか。陸上競技場備品に利用料金設定を行い利用料金を徴収することは可能ですか。	現在、陸上競技場に関する器具使用料はほぼ徴収設定外となっており、他の市立運動施設も同様の扱いとなっています。よって、本陸上競技場での器具使用料の設定は相応の理由がない限り困難と考えています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
31	添付資料31								1① 公共エリア	(個別対話質疑2④) この度の要求水準では、公共エリアとして指定されている箇所に「公園」の記載がありません。公園も公共エリアに含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	当該エリアは、体育館等運動施設のみを指します。
32	添付資料31								公共施設エリアの定義について	本施設における、子どもの遊び場、ちびっ子広場、園路等の施設は、資料31に定める「①体育館等公共エリア」「②民間提案施設エリア」のどちらでもないため、事業者が当該エリアに施設の整備・設置やイベントを実施する場合、「【参考】民間提案施設業務」に該当し、西宮市都市公園条例に基づく、(公園)使用料を市に納付するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。公園敷に該当する場所では、(公園)使用料が発生します。
33	添付資料31								1① 公共エリア	(個別対話質疑2④) 個別対話における質疑では、「民間提案施設業務」についての規定でした。 ・これが通常業務における自主事業である場合は資料③の①の規定により、目的外使用料・市への納付共に不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	添付資料31								1① 公共エリア	(個別対話質疑2④) ・(都市公園条例施行規則第10条第4号及びホームページ「公園使用料について(有料スポーツ教室)(イベント)」を参照)とのことですが、これはイベントや教室等実施者が運営業務担当者・その他業務担当者・民間提案施設業務担当者いずれの場合においても適用されこととなるという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。 公園を使用する際には、使用料が発生します。イベント内容等により、使用料が減免対象となる場合があります。
35	添付資料31								1① 公共エリア	(個別対話質疑2④) 民間提案事業者ではなく本来の運営業務担当事業者が「要求水準にある施設の運営を行う」にあたり、敷地内活性化に寄与すべく、公園を使用して教室事業やイベントなどを計画しています。その際、公園の使用料が必要か不要か？必要であれば、それを算出する計算式はどういった計算式で計算するのか？ 下記のケースを例としてそれぞれの「使用料の算出法」「市に納付する金額」をご教示ください。 ①公園を使用して「有料のスポーツ教室」を年間継続して実施する場合。	原則的に、公園を使用する際に使用料は必要です。イベント内容等により、減免対象となるか判断します。 また、使用料の計算方法は下記の通りです。 ①公園使用料について(有料スポーツ教室)に記載のとおりです。「使用面積(m ²)×時間×1円(1時間未満の端数は1時間として計算)※継続使用の場合は面積固定」
										②公園を使用して「有料のスポーツ教室」を単発で実施する場合。	②公園使用料について(有料スポーツ教室)に記載のとおりです。「使用面積(m ²)×時間×1円(1時間未満の端数は1時間として計算)」
										③公園を100m ² 使用して「無料の敷地内賑わいのイベント」を単発で実施する場合。	③公園使用料について(イベント)に記載のとおりです。「イベント会場面積(m ²)×時間×1円(1時間未満の端数は1時間として計算)」イベント会場が100m ² の場合は、「100×時間×1円」が納付額です。参加料が無料イベントであっても、営利活動を伴うイベントについては、使用料がかかります。
										④公園を100m ² 使用して「有料の敷地内賑わいのイベント」を単発で実施する場合。	④公園使用料について(イベント)に記載のとおりです。「イベント会場面積(m ²)×時間×1円(1時間未満の端数は1時間として計算)」イベント会場が100m ² の場合は、③と同様。ただし、有料イベントであっても、公園を独占的に利用して他の公園利用者を排除することは認められません。
										⑤上記①②③④を実施するにあたり、 ・キッチンカー呼んで有料で飲食を提供する場合 ・関連するグッズ等、物品販売した場合	⑤公園使用料について(イベント)に記載のとおりです。 「ブース等の使用面積(m ²)×時間×50円(1時間未満の端数は1時間として計算)」 ※イベント会場面積にブース等がある場合には、イベント面積からブース面積引いて計算します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
36	添付資料31								使用料等の考え方	市ホームページ「公園使用料について(有料スポーツ教室)5 許可条件及び注意事項について」では、新規の有料スポーツ教室は許可できないとあります。本事業における自主事業で西宮中央運動公園を使用した有料スポーツ教室を行うことは可能ですか。	管理者の立場では、自主事業として実施していただくことは可能です。一般の公園利用者に対しては、新規の有料スポーツ教室使用に関する許可はしていません。
37	添付資料31								使用料等の考え方	本事業における自主事業で西宮中央運動公園を使用した有料スポーツ教室を行うことが可能な場合、市ホームページ「公園使用料について(有料スポーツ教室)」の規定に則した手続き及び使用料の支払いが必要ですか。	ご理解のとおりです。
38	添付資料31								使用料等の考え方	本事業における自主事業で西宮中央運動公園を使用した敷地内活性化を目的としたイベントを行う場合、市ホームページ「公園使用料について(イベント)」の規定に則した手続き及び使用料の支払いが必要ですか。	ご理解のとおりです。
39	添付資料31								使用料等の考え方	要求水準書(P41)の3)諸室計画において「事業者は、本事業の目的を効果的かつ効率的に達成するため、基本理念に沿った範囲内で、提案する運営業務の内容にあわせて有効と考えられる諸室を計画し、提案すること。」との記載があります。記載の主旨により提案した諸室を事業者が専用利用することは可能でしょうか。また、専用利用した場合、目的外使用料は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準が他の諸室の設置により満たされている場合は、当該諸室をもつば事業者が使用する場合は資料31②「民間提案施設エリア」となるため、目的外使用料を支払ったうえで、専用利用することは可能です。
40	添付資料31								【参考】民間提案施設業務実施時の貴市納付内容について	【参考】民間提案施設業務において、事業者が任意で体育館等の公共施設とは別棟で整備する場合、貴市へ納付するものは、西宮市都市公園条例で定める「貴市の許可期間に亘る(公園)使用料」のみであり、西宮市行政財産使用料条例・公有財産規則等に準拠する「目的外使用料等」の納付は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	添付資料31								【参考】民間提案施設業務実施時の貴市納付内容について	【参考】民間提案施設業務において、事業者が任意で体育館等の公共施設とは別棟で整備する場合、貴市へ納付するものは、西宮市都市公園条例で定める「貴市の許可期間に亘る(公園)使用料」のみとの認識ですが、その納付額は同条例第11条関係別表第2にある「露店、商品置場その他これらに類するもの…536円/㎡またはm・月」が基準という理解で宜しいでしょうか。また、当該「536円/㎡またはm・月」の基準額は税込額または非課税という理解で宜しいでしょうか。	公共施設とは別棟で整備する公園施設については、別表第2の内「法第2条第2項の公園施設の設置する場合」に該当します。具体的な計算方法は、西宮市都市公園条例施行規則第7条第2号になります。また、別途消費税を徴収することはありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問内容	回答
1	1	1	(1)	イ	(ウ)	書式等	「Microsoft Word または Excel にて作成」とありますが、図面等はWordでの作成が困難なため、様式がWordのシートは提出書類の電子データをPDFデータで提出することとし、イラストレーター等のソフトを用いてもよろしいでしょうか。(様式がExcelのシートはExcelデータにて提出します)	様式13-1～13-8は、PDFによる提出で可とします。なお、その際も1(1)イに示す上下左右の余白を確保してください。また、その他の提案書については、PDFで提出することも可としますが、審査にあたり提案内容を整理するため、文書内のテキストを選択できるように作成してください。
2	3	2	(4)	ウ		入札提案書類提出届	入札提案書類提出届を綴じるA4ファイルには、「事業名称」「入札参加者番号」の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ファイルには、事業名称、入札参加者番号を記載してください。
3	3	2	(4)	エ		入札書	「封印(代理者が入札する場合は代理人印)とありますが、代理人が入札する場合は代理人印のみの封印でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	2	(4)	オ	(イ)	上記⑨について	様式 13-1 から 13-4 のA3版ファイルには、正本、副本を表示するラベルの添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式13-1 から 13-4 のA3版ファイルにも、様式6～12のA4版ファイルと同様、正本、副本を表示するラベルを添付してください。
5	34	1				(注意)	「入札金額及び備考欄には…」と記載されており、「備考欄」が見当たりませんが、誤植という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「及び備考欄」を削除してください。また本回答をもって修正します。
6	様式5-2						「構成員」が「民間提案施設企業」を兼ねる場合は、「構成員又は協力企業」の欄に「構成員(民間提案施設企業)」のように合わせて記載するという理解でよろしいですか。	ご質問の場合、「構成員」と「民間提案施設企業」に分けて、2行で記載ください。
7	様式7-12-1					サービス対価B-I 算定表	市が示したスケジュール通りである場合、元利金を合わせた支払予定額は、第1回は他の1/3、第81回は他の2/3となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式10-10					1. SPCの収支	ネーミングライツ及び自動販売機の収入の一部を市に納付する費用は、「自主事業の費用」に計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式10-10					2. 構成員又は協力企業の収支(構成員又は協力企業が民間提案施設事業を実施し、料金収受する場合)	「民間提案施設事業」は「民間提案施設業務」と同じものを意味するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式12-2との関連性をご教示ください。	様式10-10の「民間提案施設事業」は「自主事業」の誤りです。本回答をもって修正します。
10	様式10-8①					利用料金等収入・自主事業収入積算内訳書	「①利用料金」には利用料金収入を入力し、「②自主事業」には自主事業の収支を入力し、様式10-10自主事業費内訳書「1. SPCの収支」の「自主事業の収支」と一致させるという理解でよろしいでしょうか。	様式10-10自主事業費内訳書中、「1. SPCの収支」の「自主事業の収入合計」と一致させてください。
11	様式11-5					長期収支計画書	割賦原価にかかる消費税を施設引き渡し年度のサービス対価Aと合わせて受領する場合は、本様式の「資金調達」に欄を追加して記載するという理解でよろしいでしょうか。当該消費税について記載する様式はないように思われます。	ご理解のとおりです。
12	様式11-5					長期収支計画書	一般的な会計基準にのっとり損益計算書では、施設整備費の収益及び原価の認識は、施設引き渡し時に行いますが、本様式では各年度のサービス対価収入をベースとした収支計画書を作成すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	様式11-5					長期収支計画書	「民間提案業務の収入」には様式12-2の「民間提案施設業務の収支」を入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
1	3	第6条	1				(事業契約)	新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象等により、SPC設立等に遅延が生じた場合でも事業者の帰責でなく、スケジュール遅延を承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には事業契約書等の定めによることとしますが、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
1	38	第107条					秘密保持	第1回質問回答39頁39で「協力企業は第三者に当たります。」とありますが、業務を遂行する上で必要な情報は、秘密保持契約等適正な手続きを行ったうえで、協力企業に開示することは妨げないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。 なお、本条は相手方の秘密を保持することを意図した規定です。事業者が自らの秘密情報を協力企業に開示する場合は、本条の対象となりません。
2	39	第112条					(疑義についての協議)	新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象により事業者が増加費用又は損害が発生した場合に、市にてその増加費用又は損害を合理的な範囲で負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 不可抗力となると事業者に一定の負担が生じますが、現在の状況からは事業者負担が難しいと考えております。	基本的には事業契約書等の定めによることとしますが、必要に応じて、詳細について別途協議することとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	質問回答 (第1回目)	8	No.70 ~No.72			サービス対価の 支払方法	第1回質問回答32頁No.42では、サービス対価Fは「81回の平準化払い」と読み取れる一方、第1回質問回答8頁No.72では「サービス対価F…は、事業者が提案する各年度の提案金額を当該年度において四半期ごとに平準化して支払い」とあります。これは、サービス対価Fは年度毎に変動する提案が可能であり、その年度毎に4回で平準化された金額をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Fは年度毎に変動する支払いは行いません。第1回質問回答8頁No.72の回答は、当該年度における四半期ごとの支払いは平準化するという意味です。
2	質問回答 (第1回目)	14	No.53			防災カメラ	「体育館の屋根上などの高所への設置を想定しています。」とある、貴市が本事業とは別に設置をされる防災カメラについて、その映像はどこで監視される予定でしょうか。(WEBカメラ等で、貴市が本施設以外の場所で映像を監視されるという理解でしょうか。)	ご認識のとおりです。 カメラの映像は別の場所で管理します。
3	質問回答 (第1回目)	17	No.80			耐震性能	基礎構造に関する用途係数区分1.25についてのご回答に対する質問です。 質問:ご回答「建築基準法他の法令の規定によるものであれば可とします。」とあります。また「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」のP36,37の4杭基礎(2)に「杭基礎の保有水平耐力は上部構造の必要保有水平耐力以上とする」との記述があります。但し同基準では(重要度係数I × 必要保有水平耐力Qun)であり必要保有水平耐力に重要度係数は含まれていません。第1回質疑回答の資料2「構造設計指針」P8およびP9においても、同様に(用途係数I × 必要保有水平耐力Qun)と示されており必要保有水平耐力に重要度係数は含まれていません。以上より、一次設計および二次設計の両方において建築基準法他の法令の規定に基づく事を前提として1.00倍として設計する事を可とされていると考えてよろしいでしょうか。 一方で、資料2のP10(2)には「必要保有水平耐力を割増す」との記述があり、基礎構造への割増が必要ととれます。 一次設計、二次設計とも要求水準として基礎構造については地震力の割増は不要ということで宜しいでしょうか。	回答に示した「建築基準法他の法令の規定によるものであれば可とします。」は二次設計の考え方について述べたものであり、基礎構造についても一次設計については用途係数による割増を考慮するものとします。
4	質問回答 (第1回目)	23	No.156			『目的外使用料 の算出の回答』 について	目的外使用料の算出について、その具体的な算出方法をご教示いただけますでしょうか。という質問に対し、貴市は「行政財産目的外使用料は、西宮市行政財産使用料条例第3条に基づきます。」とし、計算式に「建物推定時価」「土地推定時価」の記述がございます。当該各推定時価は、事業者にて算出が難しく(貴市が何を基準に土地や建物の時価を判断されるか不明なため)、「土地推定時価」は、参考に現状額をご教示頂けないでしょうか。また「建物推定時価」は、仮に施設整備費用が100億円(税込)とした場合の算出式もしくは数値をご教示いただけないでしょうか。	土地と建物の推定時価の現状額は4/27に追加で提供した「筆別建物台帳」と「筆別土地台帳」で示した通りです。建物推定時価については初年度は市の取得価額となりますが、次年度以降は減価償却と再調達費用を考慮して設定されています。価格の算出式については公有財産台帳の所管部署である管財課にご確認ください。
5	質問回答 (第1回目)	23	No.156			『目的外使用料 の算出の回答』 について	目的外使用料の算出について、その具体的な算出方法をご教示いただけますでしょうか。という質問に対し、貴市は「貸付料は、西宮市公有財産規則第31条に基づきます。」とし、計算式に「建物固定資産仮評価額」と「土地固定資産仮評価額」の記述がございます。当該各仮評価額は、事業者にて算出が難しく(貴市が何を基準に土地や建物の仮評価額を判断されるか不明なため)、「土地固定資産仮評価額」は、参考に現状額をご教示頂けないでしょうか。また「建物固定資産仮評価額」は、仮に施設整備費用が100億円(税込)とした場合の算出式もしくは数値をご教示いただけないでしょうか。	建物および土地については公有財産台帳価額を採用するものと考えていただいて結構です。したがって、4/27に提供した「筆別建物台帳」「筆別土地台帳」に示す額が現状額になります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	質問回答 (第1回目)	26	No.182			整備運営の基本 条件	「民間提案施設(別築)は任意であることから実施年数については事業者の提案によるものとする旨の貴市回答がありますが、仮に当初の提案で10年間の民間提案施設(別築)事業を提案していたものの、収益の悪化等で7年目に提案事業を中止した場合も特に貴市に対する違約金等はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合、要求水準の未達及び契約違反となりますのでサービス対価の減額、支払い留保等の対象となります。ただし、別の提案をしていただくなどの対応をとっていただいた場合はペナルティ対象とならないこともあります。なお、ご質問のような場合、基本的には契約解除案件ではないと想定していますが、仮に契約解除となった場合は違約金が発生します。
7	質問回答 (第1回目)	26	No.185			施設の概要	「公園施設設置管理許可の権利を譲渡又は転貸してはならない」旨の貴市回答がありますが、公園施設設置管理許可の権利そのものは譲渡も転貸もせず許可者に残したまま、民間提案施設の床を運営者に賃貸して運営を行うことは可能でしょうか。(賃貸借契約の中で、貸主の公園施設設置管理許可が取り消された場合は、賃貸借契約も終了する旨の記載を定める等して対応することの可否。)	単純に床(敷地)そのものを賃貸するということは、転貸に該当する可能性がありますので不可です。業務内容の委託など、他の手法の提案をしてください。
8	質問回答 (第1回目)	32	No.41			維持管理費内訳書(修繕更新費)	新陸上競技場の公認再取得業務は運営業務ですが、様式10-9(運営費内訳書)ではなく、様式9-5(維持管理費内訳書(修繕及び更新費))に記載する必要があるのでしょうか。運営関連費用として様式10-9において発生年度に計上する形でお認めいただけないでしょうか。	5年に1回公認取得にかかる修繕、更新費用が発生しますので、維持管理費として様式9-5に計上してください。ただし、サービス対価Fは年度毎に変動する支払いは行いません。
9	質問回答 (第1回目)	36	No.8			事業用地の瑕疵 担保責任	「民間提案施設用地に関する瑕疵に起因して生じた増加費用は事業者の負担となります。」のご回答ですが、当該増加費用の発生により提案内容の履行が困難になった場合には、事業内容の変更について貴市と協議させて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。